

令和4年9月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和4年9月26日(月) 午後1時30分

2. 開催場所 勝山市役所 第1会議室

3. 出席委員 農業委員12名

会長	1番	松村 勘兵衛
会長職務代理	2番	辻 尊志
農業委員	3番	北山 謙治
	4番	須見 則雄
	5番	山口 拓雄
	6番	山内 百合子
	7番	高野 忍
	8番	牧野 昌久
	9番	吉田 武博
	10番	滝本 和子
	11番	田中 政男
	12番	酒井 清泰

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第29号	勝山農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について	可決
議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第32号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第33号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第34号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決
議案第35号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第36号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第37号	現況証明願いについて	可決

- （報告事項）
- ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・ 農地の転用事実に関する照会の回答について

5. 農業委員会事務局 事務局長 鳥山 健一 事務局長代理 藤澤 武久
 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

6.議事

事務局長代理
(藤澤課長補佐)

ただいまから、令和4年9月定例農業委員会を開催いたします。
本日、事務局長が議会の出席をしております、終わり次第こちらへ来ます。
それまで、私藤澤が代理を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします
します。
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

松村会長

(会長あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく
お願いいたします。

事務局長代理
(藤澤課長補佐)

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長
(松村会長)

これより本日の会議に入ります。
事務局より9月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長
(松村会長)

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を7番 高野 忍 委員、
8番 牧野 昌久 委員の両名にお願いします。
これより議事に入ります。日程第1 議案第29号 勝山市農業振興地域整備
計画の変更に対する意見聴取について 事務局より説明願います。

事務局

先月の議案で保留となったものでございまして、技幹、建設課長、未来創造課
長が説明を行う予定なのですが、現在、建設課職員が議会に出席をしておりま
す。議会が終わり、建設課職員が到着次第、議案第29号について審議をいた
だきたいと存じますが、よろしでしょうか。

議長
(松村会長)

ただいま、事務局より提案がありましたが、建設課職員が到着し次第、議案第
29号を審議するとのことですのでよろしいでしょうか。
では、先に日程第2に進みますのでよろしくお願いいたします。
日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題
とします。事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。
北山委員より報告をお願いいたします。

北山委員

はい。事務局から説明がありましたが、山田牛乳があった跡地で、譲受人は妹さん
にあたるのかと思います。農地となっておりますので、維持管理をしていくことになり
ます。買収といってもそんなにお金がかかるものではなく、所有権を移転され、維持
管理をしていかれるのだと思います。一番はじめの住宅が映っているところは、野菜
を作っている農地に間違いありません。2枚目のところは、農地にしようと思えば
なんとかなるようになります。ただ、この前の時も難しかったのですが、桑の木が
たくさん植えてあって、それを抜いたのですが、また少し芽ができたのではないかと
。上を切っただけで、根っこが残っていたところからちょっと(芽が)出ているよう
な感じかなと思います。ただ、農地として買われるので、維持管理はずっとして
いただくということで、私も近くですから見守っていきたいという風に思ってい
ます。よろしくお願いいたします。

議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第31号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
委員	異議なし
議長 (松村会長)	<p>それでは、議案第31号は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見 についてを議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	<p>このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①については酒井委員より報告をお願いいたします。</p>
酒井委員	<p>先般、現地確認をさせていただきました。位置図の4ページですが、高島から 南大橋を渡って、県道藤巻下荒井線へ行く途中の左側です。ここは、前の道が 広域農道となっております。高島から県道出るまで、ちょうど、家の位置が 左カーブとなっておりますが、住宅の建設は後ろに建てるということを本人が 言っていますので、景色等も障害になるようなことはないかと思えます。よろ しく願います。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 次に②については須見委員より報告をお願いいたします。</p>
須見委員	<p>この細野口の件ですが、この周辺で、何度も現地確認している場所なので すが、またこの7ページの写真を見ると、すごく立派な田んぼに見えます。しか し、失礼ながら、そのような感じではないです。ここについては以前もお話し しましたが、道などをヘリコプターで横断しないか確認をしたところ、絶対しま せんとお聞きしております。先ほどの(事務局の)説明において、通路はほぼ 山の中ということで、もしかして万が一落ちても、山の中ということになりま すので、そういった点では安心かと思えます。説明があったとおりで問題はな いと思えますし、北電さんは事前に説明に来ます。また来年の2月にも案件が あるのですが、既に説明に来ています。ですので信用できる会社だと思いま す。付け加えるとしたら、9ページの青い線で細かく四角がたくさん書いてあ りますが、これは鉄板です。鉄板を敷いて、使い終わったら、めくって戻す ということです。以上です。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 次に③④については北山委員より報告をお願いいたします。</p>
北山委員	<p>資料を見ていただければ分かるように、周りはすべて宅地になっているので、 事務所と駐車場にするということでやむを得ないと思えます。畑みたいにして いたのかなと思えますが、今は草が生えていて、整地されれば、まちの中 ですし、いいのではないかと思います。以上です。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p>

田中委員	旭町ですが、建設重機といいますと、かなり大きく、エンジン音も大きいかと思いますが、地域住民への説明や了解は取っているのですか。
事務局	こちらの地区は農家組合長はおりませんが、区長、そして近隣の住民へは、譲受人本人が建設について説明を行って了承を得ています。
田中委員	分かりました。
議長 (松村会長)	その他ありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第32号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長 (松村会長)	それでは、議案第32号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第4 議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定（所有権の移転）について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	①～③についてはまとめて説明させていただきます。17、18ページの資料を見ますと、非常に平坦に見えますが、19ページの写真を見ると、中学校のグラウンドの横に道と田んぼとで、高低差がかなりあります。また区画が小さく、機械も回りにくい。水稻は難しいのではと思います。また荒土の方で将来、百姓を辞めたいとおっしゃる方もおり、全部農地を離したいとお思いの方もいらっしゃいます。おそらく譲受人が区画整備などをして、いい田んぼにされるのかなと思います。 ④については、とてもいい田んぼです。写真のとおりで何も問題がないかと思えます。以上です。
議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第33号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第33号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第5 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（貸借権の設定）について、を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第34号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第34号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第6 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）及び、日程第7 議案第36号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取についてを議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長 （松村会長）	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第35号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 （松村会長）	それでは、議案第35号については、承認することに決しました。 続いて、議案第35号について採決いたします。 議案第36号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 （松村会長）	それでは、議案第36号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。 続きまして、日程第8 議案第37号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長 （松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①、②については酒井委員より報告をお願いいたします。
酒井委員	24ページを見てください。下の写真を見ますと、左側と右下が道路になっています。上の方が、ふれあい会館と土蔵があります。現在は埋立がしてあるようにも見えますが、農地としては今後利用できないと確認をしてみました。よろしく願います。
議長 （松村会長）	ありがとうございました。 ③については須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	資料は27ページです。説明の中に日本庭園と記載されていますが、現地に行きますと、そういったものがあるのかなという感じです。また、建物が建っており、下がコンクリート敷きになっておりまして、完全に非農地であると思っています。以上です。
議長 （松村会長）	ありがとうございました。 ④については酒井委員より報告をお願いいたします。

酒井委員	29、30ページを見ていただきましたと、今後とも、とてもじゃないが、農地として使用するような感じではございません。位置図の①②③の矢印の下にお店がありますが、ここが管理を一体的に行うと聞いておりますので、このまましておいてもどうしようもないので、一緒に管理していただく方がよからうかなと思います。以上です。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 ⑤については北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	32ページの写真を見ていただくと、屋敷の中に工場があって、そのままになっているような恰好です。地目は田になっておりますが、とても田になるようなものではありませんので、認めてあげていただきたいと思います。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
田中委員	確認ですが、1番2番の方は住所は違うのですが、なにか親子や兄弟か何かですか。
事務局	兄弟や親子などではないと聞いております。
議長 (松村会長)	その他ありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第37号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第37号については、原案どおり承認することに決しました。 建設課職員が到着したとのことでございますので、先ほど後回しにさせていただきました議案第29号勝山市農業振興地域整備計画の変更についての意見聴取についてを議題にいたします。事務局よりお願いします。
事務局	先月の保留といたしました勝山市農業振興地域整備計画の変更に対する見聴取について説明させていただきます。説明にあたりまして、担当課であります建設課職員等が説明を行いますので、よろしくお願いいたします。
木下技幹	技幹の木下と申します。よろしくお願いいたします。まずは、前回の農業委員会の中で、いろいろ説明が不足があったことにつきましてお詫び申し上げます。勝山市にとって県立大学につきましては長年、誘致を行ってまいりまして、実現に向け動き出そうとしております。前回の農業委員会の中でも、いろいろとご意見ご質問がございました。それを踏まえて、担当よりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
谷内未来創造課長	(説明)
藤澤建設課長	(説明)
事務局	(説明)

議長 (松村会長)	ありがとうございました。この議案につきましては先月もいろいろ質問を受けましたが、保留となりましたので、改めて質問をお受けいたします。
北山委員	今、より多くの学生さんにきてもらおうと説明があったが、県は年30人と言っている。より多くというのは何人ほどのことを言っているのか。なんでもおかしな報告をするな。学部の予定は30人となっているのに、説明の中であった、より多くというのはどういうことか。200人も300人も学生が来るのか。30人しか入らないのでは。
谷内未来創造課長	30人というのは1学年30人でございまして…
北山委員	そうでしょう、4学年いても120人でしょう。より多くというけれど、勝山市に来る人数は決まっている。もっとたくさんの人が来るというなら、第3駐車場も無償というのは仕方がないかもしれないが、120人ですよ。120人はより多くとは言わない。大学というのは大きいところだと何百何千といえるでしょう。
谷内未来創造課長	学部で120人ということですよ。
北山委員	説明は考えてしてください。今の説明だったら、1000人も2000人も学生が来るような言い方だ。 それから、この第3駐車場から恐竜博物館までの距離と、歩いて何分かかかるか、質問してありましたがどうですか。どう道を作るかは計画できているのか。それからもう一つ、なんで1万㎡を3200万で買うのか。今月の議案の(農地の売買の案件で)6000㎡が80万を切っている。なんで役所が買うと、何倍にもなるのか。農地の売買の基準が上がってしまうのではないかと。議会が通ったから、どうにでもなると思っているかもしれないが、そういうこと考えていますか?もう一つ、勝山市の市道拡幅で単価決めていると思いますが、その単価はいくらですか?議会通ったてというなら、議会の責任だ。しかし、原案は、担当課が出すのだから、何を基準にして3200万を出したのか。今回の土地改良した田んぼは6000㎡で80万ですよ。
議長 (松村会長)	では、この質問に対して回答をお願いします。
藤澤建設課長	まず、駐車場から恐竜博物館までの距離ですが、今のところ700m程度を見込んでいます。だいたい10分程度歩いていただければ着くと思います。また金額の方ですが、今回お示ししている金額は、予算でお認めいただいた金額を出しておりますが、地元の方とのお説明の中では、北山委員が言われたように勝山市ではいろんな公共事業をするときに田んぼであればいくらという統一的な単価を持っています。今地元で提示しているのは、市道の道路改良などと同じように市内の統一単価でお願いしております。地権者からもほぼ内諾をいただいている状態です。金額につきましては1㎡あたり1330円でお話しております。
北山委員	だったらなんで3200万も欲しいのか。1万㎡でいくらになります?か1300万にしかならないのでは。それをなぜ3200万計上しているのか。
藤澤建設課長	当初の予算を算定したときに、統一単価で、とのお話は地元の方とできておりませんでした。それで、近隣のホワイトザウルスの土地を買わせていただいた時の単価で算定して、予算では計上いたしまして、今のこの金額になっております。地元にご説明に入る際には、近隣の田んぼの取引価格も参考にしながら、市の統一単価でまずお願いをして、ご了解をいただいたという経緯でございます。
北山委員	1㎡1330円ということは、1万㎡で1400万ほどであるが、予算の3200万は3倍ほどあるのはなぜか。何を基準にこの金額を出したのか。

藤澤建設課長 近隣の買収価格がホワイトザウルスの駐車場を買収させていただいた時の単価を用いて算定をしております。しかし、まずは統一単価でお話をさせていただきたいということは議会にも説明をさせていただきましたが、予算としては過去の事例をもとに予算を計上させていただいております。

北山委員 あの時の（ホワイトザウルスの）駐車場がそんなに高かったのか。ここにそんな高い金額で買ったことがあるのか。どこが駐車場なのか。

藤澤建設課長 郡のホワイトザウルスという白い恐竜の立っている場所でございます。

北山委員 宅地化してから買っているのではないか。農地のまま買っていないのではないか。ホワイトザウルスを置くのに、農業委員会を通して宅地化したでしょう。あれは宅地で買っているのであって、農地ではない。

藤澤建設課長 一時農転をさせていただいたので、宅地介在雑種地となっており、その単価で計上しております。

北山委員 初めから農地となっているところを、何でそんなザウルスの（宅地介在雑種地）にするのか。ほかの農地の売買を基準にして単価を書いてくるなら分かるが、なぜ雑種地を基準にするのかを聞きたい。農地は農地ではないのか。それを雑種地に変えたら、農地ではなくなってくる。そんな単価を使ってなぜ予算要求するのか。自分が議員なら通さない。

藤澤建設課長 よくご存じの北山委員の前で、こんなことをいうのは申し訳ないのですが、私もいろんな用地交渉をしまいいりました。おっしゃる通り、いろんな相手方がおりまして、その都度、その都度、状況を説明しながら、予算を議会にも認めていただけてまいりました。今回はまとまった土地を農地として買わせていただきたいと、最初から我々もそのような気持ちで地元の方には接します。ただ、やはり、いろんな交渉の中で折り合いがつかない場合も多々ございました。ですので、ある程度、近隣の売買事例を用いて、予算の方は計上させていただきました。委員のおっしゃった通り我々は、まず農地として買わせてくださいと、そして基本的には市の統一した田んぼの買収の単価がありますので、それをお願いしますということで地元に入らせていただいております。今回、予算と大きな差が出てきてしまいました。我々の過去の経験から、不測の事態をある程度、想定をしながら予算を計上させていただいた結果でございます。市の統一単価で、このようなまとまった土地（の売買）をご理解いただけるというのは、想定外と言いますと、大変失礼かもしれませんが、このように買収に応じていただけたという結果でございます。我々からすると、少しでも地元のご理解を得られるように努力をしまいいりました。地元の説明に入ったときに、エコ・ファームてらおの方からはお叱りを受けました。委員さんのおっしゃった通り、なぜまとまった農地を買うのかと言われましたが、区の役員の中で、40代、50代の方が県立大学が来ることはとてもいいことであると思うということで、寺尾の役員のみなさんが、特に若い方が、これは協力したいとご意見をおっしゃってください、区としてもご了解をいただきました。エコ・ファームてらおさんにご説明させていただいたときも、一番最初に代表の方はこれだけまとまった農地を提供することについて、市役所はどう考えているのか、という非常に厳しいご意見をいただきました。そこに寺尾の区長さんの方から実は、村の役員の中で若いものがこの計画について、やはり区としても将来的なものが絶対にあるとあって協力しようということになったということ、エコ・ファームてらおさんの役員さんの前でおっしゃってくださいました。

藤澤建設課長

そこで、エコ・ファームてらおの代表理事の方も、そういった経緯があったのなら、私らも協力しなければならないなど、いう風におっしゃってください、お話がとんとん拍子に進んだという結果でございます、今回、北山委員がおっしゃる予算と実際の買い取り価格に大きな差がでたというのは、そういった経緯がございます。その点ご理解いただきまして、ご承認いただきたいと思えます。

牧野委員

私は先月、欠席をしております、その時の審議内容は知りませんが、私は賛成です。これは議会の委員会ではありませんので、このままだと、この議論がずっと続きそうな感じに思います。昔、農村工業団地というのがあったのですが、北郷の方に農村工業団地を田んぼの中に作って、そこにある会社が工場を作る予定でした。ところがその地権者が春なら田んぼを作ってもいいのではないかとということで、そういう工業団地に春に耕作をしたのです。そうしたら、その会社がおかしいのではないかとということになってその会社は、勝山から大野へ行ってしまったのです。いま、その会社はいまでもばんばんにやっていますよね。それと、いま恐竜博物館の第2博物館を建設中ですし、大学の誘致とか、それから星野リゾートも来ると言っている。そういったところや県が、どうも勝山は熱心ではないのではないかと、駐車場を作って、長尾山をより良くしようとしているところに水を差すのではないかと私は思います。そして、民間はすぐ引き揚げてしまいますよ。だから、あまり農業委員会で反対、反対というのは…。私は去年から農業委員となりましたが、一度も反対してあかんとしたことはありません。そういうことを農業委員会ができるのかということも、私は疑問に思います。そういったことで、私はこの議論をずっと続けていくのは、いかがだと思いますので、最終的には、結論がでないのであれば、採決を取らなければと思います。私は大賛成です。以上です。

田中委員

私も牧野さんの考え方に賛同できます。確かにこの農地は第1種農地で、農業振興地域の農地であります。原則的には（転用は）だめなんですよね。しかし、特例というものがあると思います。それは公共性が非常に強く、やはり地域への貢献度があるということと、報告にもありましたが、基盤整備され8年以上経っているものということで、特例で、農業委員会を通れば、（転用が）できるというものがあります。恐竜博物館も、第2博物館ができる予定ですよね。これも市が協力的に誘致をされて、実現したという背景があります。これも、もう少し建てば、建つと思います。いま、県立大学恐竜学部の敷地が（現在の第3）駐車場建つと、駐車するスペースがないと。第2博物館が建ち、誘客により人が多くなってくると、そして建築大学恐竜学部の建物が建てば、当然その分車も増えてくると。そういったことで、都市公園の面積の関係で、隣接する一等地の農地であっても、それは許可できるものと思います。勝山市の場合はいままでこういう例が全然なかった。こういった優良な大きな農地を転用するというのは無かった。ですので、みなさん困惑していると思うのですが、例えば、隣の大野市では、やはり荒島の道の駅は一等地の農地を潰して、ああいったものを建てているが、集客もあり、かなり賑わっている。僕はあれは成功だと思えます。

それから、福井平野や坂井平野でも、県道や国道、市街地に近いところはやはり、公共施設や商業施設がいっぱい建っています。これもやはり農業委員会で許可を取っている。その方は、おそらく賢明な判断をされたと思えます。ですので、農業委員会として、農地を守っていくのは仕事だと思いますが、優秀な農地であっても、公共性が非常に高く、地域への貢献度が高いのであれば、賢明な判断をするのも農業委員会の仕事であると思えます。私は、この話を進めてほしいと思いますので、賛成したいと考えています。

議長
(松村会長)

わかりました。今回は、農業委員会としての意見を申し上げる立場なので、特に採決をするというものではございません。意見書に意見を書くような形で、農業委員会としては、こういったことをしていただきたいという意見を付して、提出したいということです。何かございますか。

北山委員	この農地を駐車場にする前に、なぜここに決定したのか。やっと土地改良して、ずっと続いている田んぼを。公園内に駐車場を作る場所は無かったのか。700m離れたところだというけれども。
議長 (松村会長) 藤澤建設課長	前も説明がありましたけれども、公園内ではできないのです。 今回、県立大学として用地を提供した分の面積は長尾山公園の隣接したところで設けたかったのです。それは、都市公園法で公園の面積を減らしてはいけませんという条文がありますので…
北山委員	大学は農振除外しなければ、公園内に作れないのでしょうか？（そこまでするのであれば）田んぼに大学を建てればいいのかと私は言ったのです。公園内はいつ外すのか。
藤澤建設課長	公園区域の変更につきましては、今年いっぱいくらいで都市計画審議会に諮って、結論をいただきたいという予定でございます。
北山委員	新たに建築する駐車場は公園区域に入れられるのか。
藤澤建設課長	今回、農地を提供していただきます駐車場、そして市道から公園の中に入る道路も含めて、公園として計画を決定して、公園として整備をまいります。ですので、県立大学で用地を提供した面積と今回取得する農地とで同面積とさせていただきます予定です。
北山委員	県事業が絡むので、そういった楽なところが見受けられる。だから、公園外すのも、県の事業が絡んで外さざるを得ない。そしてこちらも入れざるを得ない。県へただで貸して、駐車場の部分を県がみてくれとなぜ言えなかったのか。農地は市が買うから、駐車場整備は県がしてくれるのではないのか。そういった交渉はしないのか。
藤澤建設課長	委員さんのおっしゃることは、県に無償で土地を出す代わりに、しっかりもらうものはもらって来いと、それなら話は分らないでもない、ということだと思うのですが、県立大学を誘致するにあたって、県の方は恐竜博物館と一体となって整備できるような、なるべく近い場所がいいとか、造成のいらないような、なるべく平たくてまとまった土地がほしいとの要望はありましたが、県から、この場所で建てたいとは言いません。こちら側から、出してはじめて勝山市がそういうなら、ここで計画して建てましょうかとなり、公表していただいて、県立大学をこの土地で建てるという経過になりました。我々が交渉下手と言われればそれまでかと思いますが、今回も有利な財源も見つけてまいりましたので、本来であれば北山委員さんのおっしゃる通り、県から少しでもお金を取ってきて、少しでも市に負担がかからないようにスキームを考えるべきであったというご指摘は、我々、今後しっかり肝に銘じて、やってまいりますので、今回につきましては、駐車場整備については財源は確保いたしましたので、そちらのほうで進めさせていただきと思います。どうぞよろしく願いたします。
北山委員	先月の時に、農業委員会で認められなくても、事業は進みますと言っていたが、これもおかしい言い方だ。だったら農業委員会に出さなければいい。何のためにするのか。意見を聞くというが、私は反対だけれども。
議長 (松村会長)	私たち農業委員会は、意見を付するというところでございます。先月、そして今日とみなさんから様々なご意見がありましたが、事務局から何か意見についての案はありますか。

事務局

今ほど会長の方からありました通り、今回の議案に関しましては、振興地域整備計画の農用地区域を変更するために、農業委員会及び関係機関の意見を聞くこととなっております。先月、本日の審議の内容をまとめ、事務局で意見案を作らせていただきました。内容については改めてご審議いただければと思います。

一等地の農地の中に駐車場をつくるということでもございましたので、周辺農地への影響がないように努めて欲しいということ。営農時期に観光客との動線が重ならないように配慮すること。農村景観を壊すことの無いように配慮すること。鳥獣被害対策等配慮すること。観光客による農地への侵入やごみ捨てが無いようにして欲しいということ。新アクセス道路を設置したことで、新たな渋滞など、周辺の営農に支障がないようにして欲しい。こういったところが意見として上げらると事務局では考えました。そのほか、こういった意見を付してはどうかというご意見、あるいはここは不要といったご意見がありましたら、合わせてご審議いただければと思います。

議長
(松村会長)

ただいま、事務局から説明がございましたが、勝山市農業委員会としてはこういった要望がありますと、いうことを書いて、県に提出するというようにしたいと思うのですが、そのほかに何かありましたらおっしゃってください。

山内委員

前も意見を言いましたが、道路を作るのはいいと思うのですが、大学が恐竜博物館まで10分ほどでいけるのであれば、やはり近いのではと思うので、大学をここに作ってはどうか。市民が見える位置に大学を建てたほうが、農地を潰しても、という気がします。圃場で大学を作るというのは、現段階でも可能かどうかお尋ねします。

議長
(松村会長)

先月、(他の方からも)そういったご意見もでておりましたが、改めて説明できますか。

藤澤建設課長

今の時点で可能かどうかのお答えですが、今の時点で、県は第3駐車場で大学を整備すると公表しておりますし、用地を変更することは難しいと思います。先ほど、私が申し上げましたが、県とのやり取りの中で、県としてはなるべく博物館と連携をスムーズにするとか、そういったことを条件で考えているということをご提示いただきました、それを我々が読み取って、恐竜博物館のすぐ隣で大学を作りたいのだなと解釈をして第3駐車場を県立大学の土地として、市が無償で提供しますということを提示して、初めて話が前に進み出したということでもございます。ですので、委員さんがおっしゃるように大学が今回の農地で建てれば、農業委員会としても納得の仕様が あるということは重々承知はしておりますが、今、申し上げた経緯のとおり第3駐車場が県とすると最も望んでいる土地であると我々は解釈しましたので、その土地を提供して、公園用地として外さざるを得ない土地を、今お願いする土地で確保したいということでもございます。ですので、今の時点で、という前提条件が付きますが、建設の計画を見直すという段階ではないということをご承知いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

北山委員

4年後には30人卒業していくが、就職が100%できるかということ、それも心配である。駐車場用地を提供したが、学部が10年足らずでやはり無くなってしまふのでは…。就職が永久にあるとは考えられない。なぜ田んぼを潰さないといけないのか。駐車場を公園内になぜ作らないのかということは非常に問題になる。全部税金で買うんですよ。そういったことを考えて、いくら学部が来るからと言って。今後、毎年30人ずつ卒業した子らの就職があるか、(生徒が集まらなくなると)学部が無くならないかそういったことも心配である。

議長
(松村会長)

北山委員の心配は分かるのですが、それはここで議論する問題ではないと思うのです。

北山委員

お金をかけて、農地を潰してまで、作ることは反対である。

議長 (松村会長)	今回は賛成、反対を決めるのではなく、意見を付することとなっておりますので、先ほど事務局より説明のありましたようなことを書いて提出をしたいと思いますが、何かございますでしょうか。賛成意見も出ておりましたが、ここ2か月審議してまいりましたが、この辺で審議を終わりたいと思います。普段であれば、「適当である」という意見を付すのですが、条件をつけるような意見を提出しようと思いますが、意義ございませんか。
委員	異議なし
北山委員	私は反対です。
酒井委員	会長、これはいくら反対だといっても、するものはするのでしょうか？
議長 (松村会長)	先ほどから申し上げておりますが、こういった意見をぶつけるということです。
田中委員	農業委員会は意見を言うだけの場ですか？
議長 (松村会長)	そうです。
田中委員	農地転用の許可権者は農業委員会にあるのではないのですか。
事務局	農業委員会の決議について説明させていただきます。農地法3条につきましては、農地を売買する案件になりますが、これは市の農業委員会が議決権を持っております。4条、5条につきましては、議案にも上がっておりますが、あくまでの農業委員会に意見を聞きますが、最終的な許可権者は県になります。同じように今回の農業振興地域整備計画の変更に関しましても、最終の許可権者は県になります。こういった場合は、市の農業委員会の意見を付すという決まりになっておりまして、今回はどのような意見を付すかという審議をしていたことになると思います。
議長 (松村会長)	一般的に意見を付すということは、県に提出しても、だいたい認めてもらえるのでしようけれども、許可は県がすることになります。
酒井委員	意見書を出すということは、回答が来るのか。
議長 (松村会長)	質問ではありませんので、回答はありません。
北山委員	議員であれば賛成するけど、農業委員なので田んぼを潰すことには反対します。この農地を潰すのは将来的に好ましくないと思う。

議長 (松村会長)	(農地を守る立場の) 農業委員として田んぼがつぶれることに全部賛成ということはありません。それはみなさん同じ気持ちかとは思いますが、これは余談ですが、勝山市としては大きな農地を潰すことにはなりません、福井や丸岡、鯖江、武生などのあたりでは毎月何千㎡の田んぼを潰しています。田んぼのど真ん中でも。そういったことで、意外と我々は頭が痛いのです。山の田んぼを守っていけよと言われているのに、平地で田んぼを潰していますから。我々農業委員は何をしなければいけないのかと思います。
北山委員	議案であるのは、6,000㎡で80万となっている。3,200万の予算など考えられない。
山内委員	それ以上の利益を取ってもらわないといけない。
北山委員	平米1,400円、1,400万で抑えられるのかな。雑種地として埋め立てしたところの単価をここ(予算)で見積もっている。役所は予算がついていれば、(交渉次第で) 値段が吊り上がっていくから。そして予算がついていれば市は払ってしまう。だから議会を通してからは絶対にかん。
議長 (松村会長)	その辺は、また別の場所で。ここはそれを審議する場ではございませんので、申し訳ありませんが。 それではみなさんよろしいですね。いまほど事務局からいろいろ出ました意見を付して県に申し上げるということでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長 (松村会長)	では、そういうことでよろしくお願いいたします。 次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次に農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 その他に入ります。 事務局よりお願いします。
事務局	(説明)

議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、10月25日(火)午後1時30分から、開催予定として おります。
議長 (松村会長)	以上で9月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、 閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉